入札説明書

【最低価格落札方式】

件名：**筑波国際センター厨房空調機更新工事**

第１　入札手続
第２　業務仕様書
第３　経費に係る留意点
第４　契約書（案）
別添　様式集

2015 年 10 月 2 日
独立行政法人 国際協力機構
筑波国際センター

第１　入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

１．公告

公告日　2015 年 10 月 2 日

２．契約担当役

所長　芳賀　克彦

３．競争に付する事項

（１）業務名称：筑波国際センター厨房空調機更新工事（一般競争入札（最低価格落札方式））

（２）業務仕様：「第２　業務仕様書」のとおり

（３）契約期間：2015 年 11 月 24 日から 2016 年 3 月 15 日（想定、年度内完了を必須条件とする）

（４）工期：2015 年 11 月 24 日から 2016 年 2 月 29 日（想定、年度内完了を必須条件とする）

４．担当部署等

（１）　入札手続き窓口

郵便番号 305-0074

茨城県つくば市高野台 3-6

独立行政法人国際協力機構 筑波国際センター　総務課（担当：川嶋）

電話 029-838-1113　ファクシミリ 029-838-1119　メール tbictad@jica.go.jp

（２）書類授受・提出方法

・郵送等による場合：上記（１）あて

・持参の場合：同センター管理棟１階フロント

なお、フロントの開所時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時（午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分を除く）となります。

５．競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。

具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

（１）細則第 4 条の規定に該当しない者であり、当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第

42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
（２）入札代理人を使用する場合は、(1)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者
（３）公示日において、国土交通省または都道府県の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」で建設工事の種類として「管工事」の総合評点(P 値)が 500 点以上である者。
（４） 2010 年以降に元請として、公共団体における総額 1,000 万円以上（消費税含まず）の空調機設置工事の施工を完了した実績を有する者。
（５）当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
（６）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
（７）競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。
なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

ア. 応札者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16 年10 月25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
オ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
カ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
キ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
ク. その他、応札者が茨城県暴力団排除条例（平成22 年茨城県条例第36号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

６．業務内容説明会の開催

（１）日時：2015 年 10 月 15 日（木）午前　11 時 00 分

（２）場所：独立行政法人国際協力機構　筑波国際センター　管理棟　3 階
講義室 2
茨城県つくば市高野台 3-6

（３）その他：

・参加希望者は、10 月 13 日（火）正午までに電子メールにて、社名、参加者の氏名を連絡願います。

・メールタイトルは以下のようにして下さい。
【業務内容説明会出席希望】：筑波国際センター厨房空調機更新工事

・宛先電子メールアドレス：tbictad@jica.go.jp

・開催場所のスペースに限りがありますので、事前予約のない参加はご遠慮願います。

・当日説明会場では本件入札説明書の交付はいたしませんので、必ず事前に入手の上持参してください。

・業務内容説明会への出席は競争参加資格の要件とはしません。説明会に出席していない者も競争への参加は可能です。

７．競争参加資格の確認

（１）本競争の参加希望者は、上記５.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

ア．提出期限：2015 年 10 月 28 日（水）正午まで

イ．提出書類：・競争参加資格確認申請書（様式集参照）
・国土交通省または都道府県の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（写）
・返信用封筒（長 3 号。82 円分の切手貼付。）
・2012 年以降に元請として、官公庁における総額 1,000 万円以上（消費税含まず）の空調機設置工事の施工を完了した実績を証する書類（例：契約書）

ウ．提出場所：上記４．参照

エ．提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は上記ア．提出期限までに到着するものに限る）

オ.備考：必要に応じ、日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを証明する書類を提出いただく場合があります。

その他提出書類については、以下のサイトに記載されています。
国際協力機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）
→「調達情報」
→「競争参加資格審査」
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

（２）共同企業体、補強、再委託について
ア.共同企業体の結成を不可とします。
イ.補強の配置を不可とします。
ウ.再委託
・再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は下記**８.**に掲げる質問手続を通じてその再委託予定業務内容、再委託先企業名等を明らかにし、事前に機構に確認してください
・再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。
・当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。
・なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

【定義】
〈業務従事者〉：本件業務に従事する者
〈共同企業体〉：複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体
〈従業員〉：受注を希望する社の経営者及び同社が雇用している者（主たる賃金を受ける雇用関係にある者）で雇用保険等による確認ができる者
〈補強〉：〈業務従事者〉であって、受注を希望する社の〈従業員〉でない者

（３）競争参加資格の確認の結果は 2015 年 10 月 29 日（木）付までの文書をもって郵送にて通知します。2015 年 11 月 2 日（月）までに結果が通知されない場合は、上記**４.**にお問い合わせください。

（４）その他
ア. 申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。
イ. 82 円分の切手を貼った長 3 号又は同等の大きさの返信用封筒に申請者の住所・氏名を記載してください。
ウ. 提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
エ. 一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めま

せん。

オ．申請書に関する問い合わせ先は、上記４.を参照ください。

（５）競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。詳細は、16.（６）を参照下さい。

（６）辞退理由書

競争参加資格有りの確認通知を受けた後に、入札を辞退する場合には、辞退理由書の提出をお願いしております。詳細は、16.（８）を参照下さい。

８．入札説明書に対する質問

（１）業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。

ア．提出期限：2015 年 10 月 19 日（月）正午まで

イ．提出先：上記４．参照

ウ．提出方法：電子メール

・メールタイトルは以下のとおりとしてください

【入札説明書への質問】：厨房空調機更新工事

・宛先電子メールアドレス：tbictad@jica.go.jp

・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

エ．質問様式：別添様式集参照

（１）公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。

（３）（１）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア．2015 年 10 月 26 日（月）午後 5 時までに、以下のサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）

→「調達情報」

→「公告・公示情報／選定結果」

→「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における広告・公示情報-工事、物品購入、役務等-(2015 年度)」

→「JICA 筑波」

(http://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2015.html#tsukuba)

イ．回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争

参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

９．入札執行（入札会）の日時及び場所等

（１）日時：2015 年 11 月 11 日（水）　午前　11 時 00 分から

（２）場所：茨城県つくば市高野台 3-6

独立行政法人国際協力機構　筑波国際センター　管理棟 3 階　講義室 2

※入札会会場の開場時刻：開場は、入札会開始時刻の 5 分前となります。1 階受付前にて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。

（３）入札会には、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の参加を求めます。

（４）必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。

ア．委任状　1 通（様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）

イ．入札書　3 通（様式集参照。）

ウ．　入札会場で書類を修正する必要が生じた場合に､委任状に押印したものと同じ印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。

なお、代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。

（５）第 1 回目の応札金額に応じた工事内訳書（様式任意）の提出をお願いします。

（６）12.に記載される「再入札」を行う場合、入札会への参加者に対して、その場で入札書の提出を求めます。

10. 入札書

（１）持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。

（２）入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。

ア．代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。

イ．代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同じ印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。

（３）入札価格は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。

（４）入札価格の評価は、「第２　業務仕様書」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額等を除いた金額）をもって行います。

（５）落札決定に当たっては、落札者が課税事業者である場合、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税額により算定された額を加算した金額をもって落札金額とします。
（６）入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
（７）入札保証金は免除します。

11. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。
（１）競争に参加する資格を有しない者のした入札
（２）入札書の提出期限後に到着した入札
（３）委任状を提出しない代理人による入札
（４）記名押印を欠く入札
（５）金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
（６）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（７）明らかに連合によると認められる入札
（８）同一入札者による複数の入札
（９）その他入札に関する条件に違反した入札
（１０）条件が付されている入札

12. 入札執行（入札会）手順等

（１）入札会の手順
ア. 入札会参加者の確認
機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は原則として各社１名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。
イ. 入札会参加資格の確認
各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受理し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。
ウ. 入札書の投入
各参加者は、入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。併せて工事内訳書（様式任意）の提出をお願いします。
エ. 開札及び入札書の内容確認
入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。また工事内訳書の内容と確認させて頂きます。
オ. 入札金額の発表
入札事務担当者が各応札者の入札金額を低い順番から読み上げます。
カ. 予定価格の開封及び入札書との照合
入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。
キ. 落札者の発表等
予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。入札執

行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。

ク. 再度入札（再入札）

「不調」の場合には再入札を行います。再入札を２回（つまり合計３回）まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

（２）入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円

（３）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（４）落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

（５）不落随契

３回の入札でも落札者が決まらない場合、契約金額が予定価格（税込）を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

13. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

（１）落札者からは、入札会翌日までに入札金額の内訳書（社印不要）の提出を頂きます。

（２）「第４　契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

（３）契約条件、条文については、契約書案を参照してください。なお、契約書付属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

14. 履行保証

（１）本案件では履行保証を受注者に求めます。

（２）契約総額の10%に相当する金銭補償に資する公共工事履行保証証券を、契約締結後20日以内に発注者に提出願います。

15. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えら

れる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

（１）公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

ア．当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ．予定価格が次の基準額を超えない契約

① 工事又は製造の請負の場合、250 万円

② 財産の買入れの場合、160 万円

③ 物件の借入れの場合、80 万円

④ 上記以外の場合、100 万円

ウ．光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

（２）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア．当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ．当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）

（３）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します 。

ア．当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ．契約相手方の直近 3 ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ．総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・ ３分の１以上２分の１未満

・ ２分の１以上３分の２未満

・ ３分の２以上

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（４）公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72 日以内。ただし、4 月締結の契約については 93 日以内）に掲載することが義務付けられている。

（５）情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

16. その他

（１） 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（２）本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

（３）入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ホームページ上で公表します。

（４）独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開中です。

国際協力機構ホームページ（ http://www.jica.go.jp/index.html ）
→「調達情報」
→「調達ガイドライン・様式」
→「規程」
→「一般契約事務取扱細則」
（ http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000077.htm ）

（５）機構が貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし､複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（６）競争参加資格がないと認められた者については、その理由について、以下のとおり書面により説明を求めることができます。

ア. 提出期限：入札執行日から 2 週間以内まで
イ. 提出場所：上記４．参照
ウ. 提出方法：提出場所へ郵送、ファクシミリ又は持参。
エ. 回答方法：書面により回答します。

（７）有資格者名簿と「情報シート」

当機構では、当機構が実施する契約競争やコンサルタント等契約等に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめるために、「情報シート」の提出をお願いしていますので、ご協力をお願いします。詳細については、以下をご覧ください。

*関連 URL： http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html

（８）辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に入札を辞退される社に対し、辞退理由書の提出をお願いしております。

辞退理由書は、当機構が公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や

業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただく所存です。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ございません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。

辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

以上

第２　業務仕様書

１．総則

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「筑波国際センター厨房空調機更新工事」に関する業務の内容を示すものである。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施する。本仕様書に記載されていない事項については下記の標準仕様書（いずれも最新版）による。

・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

なお、本仕様書を含む設計図書の優先順位は次のとおりとするが、本仕様書との数量等相違による契約金額の増額は行わない。

１）現場合わせによる寸法・数量等
２）質問回答書
３）本仕様書
４）設計図（特記仕様書、機器表、撤去図、等）

２．工事場所

茨城県つくば市高野台 3-6
独立行政法人国際協力機構筑波国際センター内

３．工事対象

管理棟厨房空調機群

４．工期（予定）

2015 年 11 月 24 日～2016 年 2 月末日まで

５．工事概要

1980 年の設置から約 35 年を経過した管理棟厨房空調機及び周辺機材の更新を行う。

工事種別【空気調和設備工事】
【換気設備工事】
【自動制御設備工事】
【仮設排気設備工事】
【撤去・発生材処理】

６．工事上の留意事項

1）試運転、既存空調機・排風機の撤去、搬入据付け、産業廃棄物処分、運搬、等付随する経費全てを見積費用に含める。

2）基礎部は既存基礎を活用する。

3）既存給排気チャンバー及びドレン排出口は錆落とし後、塗装補修に留める。

4）既存電源盤への結線及び既存動力盤内改造も本工事とする。

5）本工事に伴う発生材は、産業廃棄物処理法の規定に基づき元請者が排出事業者として適切に廃棄した後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）A 票、B2 票、D 票、E 票の写しを、完成図書と共に発注者に提出すること。

７．完成検査・成果品・業務提出物等

完成検査は、発注者の指示する日に完成下検査を受け、手直し、残工事等一切完了したうえで受ける。なお、完成下検査に先立ち、受注者の自主検査を終了させておくこと。工事完成に当たっては、以下の書類を成果品として発注者に提出する。提出部数は打ち合わせによる。図面データは CAD に加え PDF でも提出すること。

1）完成届

2）引渡書、受領書、工事保証書

3）官公署及び事業会社の許可書類（６．８）のマニフェスト含む）

4）工事の施工計画書、材料搬入報告書、打合せ記録、施工報告書、工事写真

5）工事施工図、完成図、試運転測定記録書

6）工事・機器メーカー担当者の連絡先リスト

7）機器完成図、取扱説明書、試験結果報告書、保全説明書

9）引渡検査手順書

10）完成検査結果報告書

第３　経費に係る留意点

１．経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

なお、落札者には「第 1　入札手続き」の 13.のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので､業務内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等の設定をお願いいたします。

（１）経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成は、以下のとおりです。

ア．直接工事費
　A.厨房空調更新工事
イ．共通費
　A.　共通仮設費
　B.　現場管理費
　C.　一般管理費

（２）消費税課税

「第 1　入札手続き」の 10.のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額となります。

２．請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

＜業務の完了や成果物等の合格に基づき契約金額を一括で支払う場合＞

業務の完了や成果物等の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払う。

３．その他留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかにと担当者と相談して下さい。

以上

第４　契約書（案）

工 事 請 負 契 約 書

1　工事名：筑波国際センター筑波国際センター厨房空調機更新工事

工事実施場所：茨城県つくば市高野台 3-6
独立行政法人　国際協力機構　筑波国際センター

2　工事内容：厨房空調機の更新工事及び付帯する工事

3　契約期間
工事期間：2015 年 11 月●日（〇）より 2016 年 2 月 29 日(月)まで
契約期間：2015 年 11 月●日（〇）より 2016 年 3 月 15 日(火)まで

4　請負代金額：　　円（内消費税等　　円）
上記消費税等は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。

5　仕様：別添仕様書の通り

6　契約保証金：履行保証としての公共工事履行保証証券による保証

上記業務について、独立行政法人国際協力機構　筑波国際センター　契約担当役　所長　芳賀　克彦　を発注者、株式会社〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇を受注者として別添「工事契約約款」の各条項により請負契約を締結する。
本契約締結の証として本契約書を二通作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自一通を保有する。

2015 年 11 月　　日

発注者：茨城県つくば市高野台 3-6
独立行政法人国際協力機構　筑波国際センター
契約担当役　所長　芳賀　克彦

受注者：(住所)
株式会社〇〇〇〇
代表取締役　〇〇〇〇

工事契約約款

第１章　　総　　則

（工事の施工及び完了）

第１条　受注者は、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に基づき、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとし、契約書記載の請負代金額をもって、工事期間内に工事を完了しなければならない。

（用地の確保）

第２条 発注者は、工事の施工に必要と認められる用地を、発注者の現場敷地内に確保し、受注者に貸与すものとする。

（工事計画等）

第３条 受注者は、この契約締結後７日以内に仕様書に基づいて工事計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2. 受注者は、工事推進体制及び、保安に関する連絡体制を明確にしなければならない。

（権利義務譲渡等）

第４条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（機密保持等）

第５条　受注者は、この工事によって知り得た一切の事項について、発注者の承諾なしにこれを漏らし又は譲渡若しくは貸与してはならない。

（談合等不正行為に対する措置）

第６条　受注者（共同企業体であっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を談合等不正行為にかかる違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭

和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条に規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

(2) 本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の３又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

2. 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。

3. 受注者が第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（365日とする。）5.0パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第9条に準ずるものとする。

4. 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

第２章　工事の施工

（委任・下請負）

第７条　受注者は、この契約の履行に係る工事全部又は主体的部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

2. 前項の承諾を受けた場合であっても、受注者は受任者又は下請負人の行為につき、発注者に対し一切の責を負うものとする。

（監督職員）

第８条　発注者は、筑波国際センター次長を監督職員と定める。

2. 監督職員は、本契約書、仕様書等に基づき、受注者の履行状況について、随時工事の工程管理、立会、及び必要な試験、検査を行い、又受注者の現場責任者に対して、必要な承認又は指示を与える。

（現場責任者）

第９条　現場責任者又は管理技術者（現場責任者と兼ねることができる）を定め、その氏名を書面により発注者に提出し、発注者の承認を受けるものとする。これ

を変更したときも同様とする。

2. 現場責任者は、工事施工に関し作業運営・取締を行うほか、発注者の監督職員の指示に従い、現場工事に関する一切の事項を統括しなければならない。

3. 発注者は、現場責任者等が工事の施工又は管理について著しく不適当と認められるときは、受注者に対し必要な措置をとるべきことを求め、又はその交替を求めることができる。

（人員の交替）

第１０条　発注者は、現場従業員等で、工事の実施について著しく不適当と認められるときは、受注者に対し必要な措置をとるべきことを求め、又はその交替を求めることができる。

（工事材料の品質）

第１１条　工事材料は、この仕様書にＪＩＳ等の品質規格を定めているものはこれにより、定めのないものについては、これに類する品質規格を有し、かつ、本件工事に適合するものを使用しなければならない。

（工事の変更・中止）

第１２条　発注者は、必要と認めるときは、本工事の変更又は一時中止を受注者に指示することができる。

2. 発注者は、本工事を変更又は一時中止をしようとするときは、その旨を文書をもって受注者に通知する。この通知により、請負代金額又は工期に影響を及ぼす場合は、発注者受注者協議して請負代金額及び工期を決定する。

3. 受注者は、発注者より文書による本工事の一時中止の指示があったときは、当該部分の作業を一時中止しなければならない。当該中止が本工事の請負代金額又は工期に影響を及ぼす場合は、前項に準じて処理する。

（不可抗力等）

第１３条　天災、地変、風水害その他受注者の責に帰することのできない事由により、本工事の範囲、請負代金額又は工期に変更が生じたときは、発注者・受注者協議のうえ請負代金額及び完成期日の変更についてこれを定める。

（臨機の措置）

第１４条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、

この限りでない。

2. 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく書面により監督職員に通知しなければならない。

3. 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4. 受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者受注者協議して定める。

（一般的損害）

第１５条　工事目的物の引き渡し前に、工事目的物または工事用資機材について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（第 14 条に規定する損害を除く）は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、発注者がこれを負担する。この場合において、損害をてん補するものがある時は、発注者受注者協議して発注者の負担額を定めるものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第１６条　受注者は、本工事の施工にあたり、受注者に帰すべき事由により発注者（発注者が使用する他の委任及び請負者を含む）及び第三者の身体、生命又は財産に損害を与えたとき、ならびに施工のため第三者との間に紛争を生じたときは、受注者の責任において一切の処置を行うものとし、発注者にいささかの累も及ぼしてはならない。ただし、発注者に故意又は重大な過失のある場合はこの限りではない。

（検査・引渡）

第１７条　受注者は、工事を完了したときは、遅滞なく発注者に完了届を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

2. 発注者は、受注者から前項の完了届を受理したときは、速やかに検査を行い、工事目的物の引渡を受けるものとする。

（請負代金額の支払）

第１８条　受注者はこの契約に係る工事の全部又は発注者が指定した一部を完了し、発注者の検査に合格した場合は、請負代金額の支払いを発注者に請求することができる。

2. 発注者は前項の規定による支払い請求があったときは、請求書を受理した日から起算して40日以内に請負代金額を受注者に支払わなければならない。

（履行遅滞による損害金等）

第１９条　発注者は、受注者の責に帰すべき事由により、期限内に工事を完了することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、受注者から損害金を徴収して工期を延長することができる。

2. 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、請負代金額から既済部分に相当する請負代金額を控除した額につき、年 5 パーセントの割合で計算した額とする。

3. 受注者は、発注者に帰すべき事由により、第 18 条第２項の規定による期日までに請負代金額の支払いが遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算して得た遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第２０条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当する理由が生じたときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴ 受注者の責により、工期内又は工期経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。

⑵ 受注者が正当な理由なしに所定の期日が過ぎても、工事に着手しないとき。

⑶ 契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

⑷ 受注者の都合により解約を申し出たとき。

⑸ 受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、または、次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について、一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

（イ）　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員をいう。以下本条において同じ。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

（ロ）　役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から

5年間を経過しない者であると認められるとき。

（ハ）　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（ニ）　法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

（ホ）　法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（ヘ）　法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（ト）　法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（チ）　その他受注者が、茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

⑹前各号のほか、発注者の都合によるとき。

2. 受注者は、前項第 5 号以外の理由により契約が解除された場合は、違約金として請負代金額の 100 分の 10 に相当する金額を発注者の指定する期日内に発注者に支払う。

（受注者の解除権）

第２１条　受注者は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、契約の全部、又は一部を解除することができる。

⑴第 12 条第１項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

⑵第 12 条第１項の規定による工事中止の期間が工期の２分の１以上に達したとき。

⑶発注者が契約に違反し、かつ、その違反によって工事を完成することが不可能となったとき。

2. 前項の規定により受注者が契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

（契約解除に伴う措置）

第２２条　第 20 条第１項第 4 号及び第 5 号並びに前条の規定により契約を解除したときは、受注者は、工事中の目的物を発注者に引き渡さなければならない。

2. 受注者は、前項の場合、発注者の指示がない限り工事用材料、設備等の撤収、

原状回復等の措置をとらなければならない。

3. 発注者は、前２項の措置が完了した後、工事既成部分で検査に合格した部分に対し、当該部分の請負代金額に相当する額を受注者に支払わなければならない。

（瑕疵担保）

第２３条　工事目的物に瑕疵がある時は、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは、修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2. 前項の規定による瑕疵の修補又は、損害賠償の請求は第 16 条第１項の規定による検査に合格した日から 1 年間とし、請求があったときは遅滞なくこれを行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意、又は重大な過失により生じた場合には、当該請求することのできる期間は 10 年間とする。

（契約の公表）

第２４条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2. 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

3. 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 第 2 項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近 3 ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

（火災保険等）

第２５条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準じるものを含む。以下この条において同じ。）に付さな

ければならない。

2. 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
3. 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付した時は、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（合意管轄）

第２６条　本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（準拠法）

第２７条　本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（補則）

第２８条　この契約に定めのない事項については必要に応じ発注者受注者協議して、これを定めるものとする。

以上

様式集

＜参考様式＞

■入札手続に関する様式

１．　競争参加資格確認申請書
２．　委任状
３．　入札書
４．　質問書
５．　辞退理由書

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式　一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
（　http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html　）

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

・宛先：独立行政法人国際協力機構　筑波国際センター
　　契約担当役　所長　芳賀　克彦
・業務名称：筑波国際センター厨房空調機更新工事
・公告日：2015 年 10 月 2 日
・入札日：2015 年 11 月 11 日